

(平成26年11月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年5月1日まで

私は、申立期間において、B社（現在は、C社）から同社の子会社であるA社に出向し、昭和61年2月28日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した申立人に係る退職者名簿によると、申立人は、昭和58年8月18日に入社し、61年3月3日に除籍されるまで継続して勤務していたことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和58年8月18日から59年3月31日まではB社、同年4月1日から61年2月28日まではA社において同保険の被保険者記録が確認できる上、企業年金連合会が提出した中脱記録照会（回答）によると、申立人は、申立期間においても厚生年金基金の加入員であったことが確認できる。

さらに、申立人と同時期にB社からA社に異動した元同僚が提出した、昭和59年5月25日付けで同社から交付された給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和59年5月1日に厚生年金保

険の適用事業所となっているものの、申立期間において適用事業所となっていることが確認できない。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社は、昭和44年10月1日に設立され、平成14年8月31日に解散していることから、申立期間は法人として存続している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年5月1日に被保険者資格を取得した申立人を含む17人の従業員全員の雇用保険被保険者資格の取得日は、同年4月1日であることが確認できることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 5347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は23万6,000円、申立期間③は19万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年7月14日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人名義の口座に係る預金通帳の写し及び金融機関が提出した申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写し、預金元帳及び複数の同僚の賞与明細書から確認できる賞与支給額及び保険料控

除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は23万6,000円、申立期間③は19万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（大分）厚生年金 事案 5348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 1 日から 59 年 1 月 4 日まで

私は、申立期間において、A市に在ったB社（以下「申立事業所」という。）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間当時、一緒に勤務していた同僚の氏名及び健康保険証を所持していたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所は、事業所番号等索引簿（適用事業所名簿）によると、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者から回答を得ることができず、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、申立期間当時、申立事業所から委託を受けていた社会保険労務士は、申立期間に係る資料等は保管しておらず、申立期間当時の申立事業所における厚生年金保険の取扱い等については不明である旨回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚及び申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 5349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、中学校を卒業後、昭和 35 年 8 月末まで A 社（以下「申立事業所」という。現在は、B 社）に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主は、申立人が、中学校を卒業した頃から申立事業所に住み込みで働いていたことを記憶していること、及び申立期間において申立事業所に勤務していたとする同僚は、申立人の正確な勤務期間は不明であるが、申立事業所に勤務していたことを記憶していると回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が、申立事業所に勤務していたことはいかかえ。

しかしながら、申立事業所の元事業主は死亡している上、B 社の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険に係る取扱いについては不明と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、事業所番号索引簿によると、申立事業所は、昭和 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、30 年 8 月 1 日に適用事業所ではなくなった後、申立期間より後の 36 年 2 月 16 日に再度適用事業所となっており、申立期間において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、前述の同僚は、申立事業所には昭和 35 年 4 月から勤務していたが、入社後数か月間は厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無いと回

答しているところ、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間より後の36年2月から確認できる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。